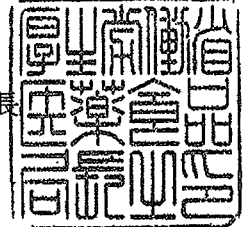




薬食発第 1008006 号
平成 20 年 10 月 8 日

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医薬食品局長



指定第二类医薬品の変更について

薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品の一部を改正する件（平成 20 年厚生労働省告示第 489 号）が、平成 20 年 10 月 8 日に告示され、同日に適用されたことに伴い、あわせて、平成 20 年 5 月 21 日付け薬食発第 0521001 号医薬食品局長通知の別紙について、下記のとおり変更した。

また、今回の変更後の別紙を作成したので、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

無機薬品及び有機薬品の表に次のものを追加する。

- ・ テルビナフィン